

ストヲ其好意ヲ謝シ引取リタリ

(五月十三日)

十三日前時、友愛會西屋赤廣、賀川重彦、藤岡文六
三名ハ田中敏吉幹部長ヲ府廳ニ訪問、大電爭議
解決方ニ關シ詮諭八所アリ。又各ヲ有スル團体交涉
権及犠牲者ヲ出サレントノ二項ニテ認爲セラニニ於テ
ハ円満ナル終局ヲ告ケ度キニ依リ當局ヲ通シテ會社、販
賣ヲ確メテシトノ裏面御傳セリ。仍シテ一部長吏ハ會社
側、内賣ヲ亂スニキニ事要、多少讓歩、餘地ヲ存ス
ル如ク思惟セラル。モ團體交涉権ノ如キ、自下動搖シフ
アル、狀態、沈靜ヲ俟シテ後顧考シタリト、主張ヲ固執
シテスマス兩者、竟更獨ニ高距離ノ存スルアリ遂ニ意見ノ
接近ヲ見ルニ至ラサリキ。

一、團體交涉権

- (一) 労働條件 = 就テハ労働團體ニ交涉シ組合員個人ニハ
一切交渉セサルコト
- (二) 但シ労働條件 = 就テハ其都度交涉委員、協
議決定スルコト
- (三) 労働團體トハ今社内ニ於テ労働者百人以上ヲ以テ
組織セル労働者、自治体ヲ云フ
- (四) (五) 會社吸ニ數箇、團體アル場合ハ各別ニ交涉スルコト
會社吸ニ於テ團體ニ加入セサルモノアルトキハ各個人
別ニ交渉スルコト
- (五) 交渉不調ト異ニ三週間以内、相互共最後ノ手段
ニ至ラサルコト
- 二、犠牲者ニ就テ。